

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 岡山療護センターは保険医療機関です。
2. 入院基本診療料について
当センターでは、(日勤・夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
3. 明細書発行体制について
医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、同様に無料で発行いたします。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。
4. 当センターは中国四国厚生局長に下記の届出を行っております。
 - 1) 入院時食事療養費の施設基準等に係る届出
 - ◆入院時食事療養(Ⅰ)
当センターは、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。
 - 2) 基本診療料の施設基準に係る届出
 - ◆障害者施設等入院基本料 10 対 1
 - ◆特殊疾患入院施設管理加算
 - ◆療養環境加算(1 床当りの病床面積が 8 m²以上)
 - ◆診療録管理体制加算3
 - ◆データ提出加算2・データ提出加算4 □
 - 3) 特掲診療料の施設基準に係る届出
 - ◆CT撮影及びMRI撮影
 - ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆神経学的検査
- ◆麻酔管理料(Ⅰ)
- ◆遠隔画像による写真診断
- ◆通則第 16 号に掲げる手術における適合していない場合には所定点数の 100 分の 80 に相当する点数による算定することとなる施設基準
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算における適合していない場合には所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定することとなる施設基準
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆入院ベースアップ評価料 83

4) その他の届出

- ◆酸素の購入価格
 - 可搬式液化酸素容器(LGC) 0.32 円
 - 小型ポンベ(3,000 ㍓以下) 2.35 円

5. 保険外負担に関する事項

当センターでは、証明書・診断書等につきましては、記載内容及び発行枚数に応じた実費のご負担をお願いしております。また、おしめ・日用品等は、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

【 診療指定状況 】

- ・ 健康保険法による保険医療機関
- ・ 労働者災害補償保険法による指定医療機関
- ・ 生活保護法による指定医療機関
- ・ 結核予防法による指定医療機関
- ・ 原子爆弾被害者一般疾病取り扱い指定医療機関

令和 6年 6月 1日
岡山療護センター